

アンドロニコス一世とビザンツ貴族

井 上 浩 一

一 アンドロニコス一世の時代

歴代のビザンツ皇帝の中でも、アンドロニコス一世・コムネノス Andronicus I Comnenus はど波乱に富んだ生涯を送った人は少ない。^① 彼は、コムネノス王朝の開祖アレクシオス一世 Alexius I の孫という名門の生まれであったが、その家柄と才能ゆえに時の皇帝マヌエル一世 Manuel I (在位一一四三—一一八〇) に危険視され、陰謀容疑と醜聞に追われ、国外逃亡を余儀なくされた。諸国を巡り、冒険・恋愛・投獄・脱走のうちに過した日々を、彼自身のちにダビデの生涯にたとえている。^② 一一八二年、アンドロニコスは齡六〇を過ぎて、反乱軍を率いてコンスタンティノープルの町に入り、長く夢に見ていた帝国の支配者の地位についた。摂政として一年余り、皇帝として二年、計三年余の彼の治世は新

しい政策の実施と残忍なテロールで知られている。当時の人々の目には、アンドロニコス帝は、人間性と野獸性、善と悪の二つながら兼ね備えた人物と映っていた。^③ 多くのビザンツ皇帝と同様、彼も末路は悲惨であった。八二年春に彼を熱狂的に歓迎した都の人々は、三年後の初秋には彼に呪いの言葉を浴びせ、広場に引きずり出して虐殺した。

彼の波乱に満ちた生涯と皇帝としての矛盾した政策や言動は、単に彼個人の性癖の問題ではない。マヌエル一世の治世は帝国最後の繁栄期であり、アンドロニコスのロマンとスキヤンダルに満ちた半生は、爛熟期のビザンツ宮廷とその華やかな外交政策を背景にしている。また彼が実権を握った一一八二—一一八五年は、マヌエル帝の晩年以降明らかとなりつつあった帝国内外の矛盾が、一挙に表面化した時代であり、アンドロニコス自身の矛盾した言動

はまさに当時のビザンツ社会そのものの反映であったといえる。

彼の新政策、いわゆる「改革」もこのことを背景において考えねばならない。しかも周知のように、その後約二〇年にして帝国は滅びる。アンドロニコスの治世は短いが、ビザンツ史において占める位置は重要である。本稿はアンドロニコス一世と貴族との関係をできるだけ具体的に分析することによって、彼の治世の歴史的位置づけを行なうことを課題としている。

マヌエル帝の晩年から目立ち始め、続くアレクシオス二世^④、*XIUS II*の時代に一挙に表面化した帝国の矛盾とは次のようなものであった。(一)貴族が皇帝権力から自立する傾向を強く見せはじめた。彼らの自立の物質的基盤は、属州における所領の拡大にあった。反面、多くの農民は隷属状態に陥っていた。農民の隷属・困窮は、マヌエル帝によるプロノイア制の大規模な実施、国家役人の不当な搾取によって一層進んだ。(二)ラテン人(西欧とくにイタリア人)が帝国の宮廷・軍事・経済生活に著しい進出をみせた。彼ら抜きではビザンツ帝国の存在そのものが成り立たない程であった。これに対して、コンスタンティノープルをはじめとして、大都市の市民層が反発し、新たな政治勢力として登場してきた。摂政および皇帝としてのアンドロニコスの前には、以上のような問題が提出されていた。しかも彼は政權奪取の際に、首都民衆

の力を借りて、ラテン人を追放するという挙にでている^⑤。それゆえ彼には、貴族勢力の統御の他に、ラテン人なしで帝国を経略していく必要に迫られていた。このような状況の中で、彼が行なった「改革」は次のような内容をもっていた。

一、官僚制の整備。官職販売を廃止する。地方役人の給料の増額を行なう一方で、彼らに対して厳しい監督措置を講ずる。とくに徴税役人への統制を強めて、税徴収の公正化を計る。^⑥

二、貴族の所有地の売買自由化。皇帝より下賜されたる不動産を、元老院議員、軍人に非ざる者に移譲すべからずというマヌエル帝の勅令を廃止する。^⑦

三、漂着船略奪の禁止。嵐を避けて接岸した船、あるいは嵐によって難破・漂着した船は、沿岸の住民が自由に処分してよいという慣習を廃止する。^⑧

四、ヴェネチアとの関係回復。一一七一年マヌエル帝による、ヴェネチア人追放、その財産没収の措置以降、断交状態にあったヴェネチアとの関係回復をはかる。^⑨

アンドロニコスは「改革」と平行して、貴族に対する人身攻撃を行なった。そもそも幼帝アレクシオス二世の摂政として権力を握ったがゆえに、彼は常に他の皇族を危険視し、除こうと努めた。アレクシオス二世に代って、みずから帝位についてからもこの

傾向は続き、有力貴族を次々と除いた。「改革」がゆきづまる程に迫害は激しくなり、忠実な臣下さえも、ささいな事で処刑されたりした。自分の子供たちが帝位につく時には、「小人」^{ピニョイ}だけが残るように、というのがアンドロニコスの意図であったと伝えられている。^⑩

本稿の課題である、アンドロニコスと貴族の関係の分析は、このような彼の「改革」が、どれ程まで貴族勢力の弱体化をめざしたものであるのか、という点を中心に行ないたい。この点については、これまでの研究史の中では、大ざっぱに言って、二つの考え方があった。^⑪一つは、「改革」は貴族の勢力を削ぐこととしたものであり、それが思うように進まない焦りから、アンドロニコスは貴族に対する直接的な攻撃を行なったとして、彼の反貴族政策を説く見解である。これに対して、彼の政策自体は、何ら貴族層の利害を損ねるものではなく、むしろ、混乱・アナキーに陥りつつあった封建貴族の支配体制を再建せんとしたものであり、アンドロニコス政権は、貴族に対する直接的弾圧にもかかわらず、客観的にはその利害を代弁していたという説が対立している。前者の考え方は、「改革」とテールルとは同じ指向性をもったものとし、後者によれば、「改革」とテールルの矛盾の中に、アンドロニコスの悲劇の源があったということになる。

二つの見解は、それぞれ内に若干のニュアンスの異なる諸見解を含みつつ、真向から対立している。このような相反する見解の存在は、アンドロニコスの行なった「改革」が、多面的であり、相互に矛盾する点を含んでいることに原因があると思われる。そのことはまた、当時の帝國社会の抱えていた矛盾の深さの現われでもあった。次に我々は、アンドロニコスの「改革」と貴族との関連を具体的に考察しなければならない。その前提として、当時の貴族なるものについて若干の考察を加えておこう。

① アンドロニコスの生涯については、ニケタスが第一次史料。Nicetas Chonates, *Historia*, ed. I. Bekker, Bonn, 1895. 新版は、J.-L. van Dieten によつて一九七五年に *Corpus fontium historiae byzantinae* の第一巻として出された。本稿ではボン版のページ数で引用する。

② *Nicetas*, 434.

③ *Ibid.*, 462. Eustrathus of Thessalonika, *La Espugnazione di Tesalonica*, ed. S. Kyriakides, Palermo, 1961, pp. 14-16.

④ 詳しくは、拙稿「アンドロニコス一世とコンスタンティノブル市民闘争」、『人文研究』三〇—九、一九七八年、第一章参照。なお本稿の叙述には同論文での史料分析、学説史整理を前提とした部分もある。是非、合わせて読みたい。

⑤ アンドロニコスの政権奪取については、前掲拙稿「第二章」。

⑥ F. Dölger, *Regesten der Kaiserreichskunden des oströmischen Reiches*, München-Berlin, 1924-65, no. 1565. *Nicetas*, 422, 429.

⑦ F. Dölger, *Regesten*, 1563. J. Zeyos, *Jus Graecoromanum*,

Athens, 1931, vol. I, p. 429.

⑧ F. Dölger, *Regesten*, 1566, *Nicias*, 423-428.

⑩ F. Dölger, *Regesten*, 1556.

⑪ *Eustathius*, 54.

⑫ 学説史については、前掲拙稿、第三章参照。

二 ビザンツ貴族

貴族を抜きにしてはビザンツ政治史は語れない。にもかかわらず、貴族とは何か、彼らは如何なる社会的性格をもっていたのかという点では、従来十分に検討されてきたとはいいがたい。各研究者はそれぞれに、貴族なるものを概念化・類型化してはいるが、一般に認められた貴族の概念・類型の確立には、なお程遠いものがある。各々の研究者の提示する貴族像の差異、多様性は、のちに見るように、ビザンツ貴族そのものあり方に由来するところが大いである。それゆえ、アンドロニコス一世と貴族の関係を論じるのに先立って、筆者もまた筆者なりのビザンツ貴族像を提示することが必要となる。

マルク・ブロックによれば、貴族と呼ばれるためには、社会的特権が法によって承認され、かつこの法的身分が世襲されてゆく、という二つの要件を満たす必要があるという。このような身分としての貴族は、西ヨーロッパ封建制の第二期、一二世紀以降によ

うやく現われる。封建制の第一期においては、その富、支配権、軍事力、生活様式によって、他の人々と区別されるところの「事實上の貴族 *la noblesse de fait*」が存在したにすぎない。これに対して一二世紀以降の貴族は「法的貴族 *la noblesse de droit*」であり、厳密な意味での貴族であったとブロックは述べている。^⑬

ビザンツにおいては事情はどうであろうか。まず注目される点は、貴族を指し示す言葉が、*oi ou tētes, ephēty, ephēty, ephēty, ephēty* (= *nobilis*), *dykourty, dēwēdy, dywarol* など多様である。定まっていないうことである。それに加えて、ある個人、家族が、場合によっては「高貴な」と呼ばれ、あるいは貴族とはみなされなかつたりしている例も少なくない。^⑭ これらのことは、貴族の概念が曖昧であったこと、貴族と非貴族の区別が鮮明でなかったことを示している。つまり確固たる貴族身分が存在しなかったのである。しかし、*oi ephē* 以下の表現が示すように、何らかの基準に従って、他の人々とは区別される貴族的存在、ブロックの言葉を借りるならば、*la noblesse de fait* は確かに存在した。それではどのような人々が貴族と考えられたのであろうか。貴族とはどのような属性をもつ人であったのだろうか。少し時代を遡って検討を加えよう。

一〇世紀の法令は、貴族たることの指標が、何よりも国家の官

位であったことを伝えている。宮廷での席次は官位ならびに官職によってはっきり定められており、長大な官位・官職表のある点で区切り、そこから上の人々が、貴族的存在と考えられていた。

たとえば、九三四年の法令は、有力者に小農民の土地を兼併することを禁じている。これは有力者Ⅱデユナトイ *Deunatoi* がその地位に付随した権限でもって、土地兼併を行っていたからである。

ここでデユナトイとはマグストロス以上の官位の保有者、文武の官職保有者、元老院議員、修道院長など教会関係の長、さらにテマの長官・前長官であった。プロートスパタリオス以上の官位の者は、殺人罪を犯しても死刑にされることはなく、その名誉Ⅱ官位を失なうこと、及び法の定めるところの他の処罰を受けること、という規定^⑤もまた、特定の身分特権をもつ貴族の基準が、国家の官位であったことを示している。一〇世紀の貴族は、以上みたように、法的に定められた身分であった。しかしこの官位は原則として一代限りのものであり、世襲されるものではなかった。しかも、官僚制の整備された一〇世紀においても、貴族たることは必ずしも官位だけで決定されるのではなかった。文人皇帝コンスタンティノス七世 *Constantine VII* は、義父であり、自分に代って帝権を行使していたロマノス一世 *ロマノス Romanus I Lecapenus* を軽蔑して、「平凡で無学な人物」といい、ロマノスが

宮廷やローマ人の習慣になじまなかったことを記している。さらに付け加えて、「皇帝一族でも、良き生まれの一族の出でもない」とロマノスを非難している。教養のなさと家柄の低さは、高貴な者にはふさわしくなかった。つまり、貴族たることは単に官位だけの問題ではなく、ギリシア的教養、良き家の生まれということもまた、その条件とされていたのであった。

教養や家柄という条件もあったが、ともかく一〇世紀には、官位という一応の基準があった。ところが一一世紀には、官僚制が崩壊し、官位も実質をとまなわなないものになった。プロートスパタリオス以上に与えられていた裁判上の特権は九九六年に廃止された。ミカエル・プセルロス *Michael Psellus* はコンスタンティノス九世 *Constantine IX* (在位一〇四二―一〇四五) を非難して、「国家の爵位には段階がある。その昇進は不変の法によって定められていた。ところが彼はそれを破つてしまった。アゴラのほとんどのすべての人々とすべての貧民を、彼は元老院のメンバーにした」という。コンスタンティノス一〇世 *Constantine X* (在位一〇五九―一〇六七) もまた、「彼ら手工業者の場合には高い地位につけてやった。彼はこの時まで市民と元老院の間にあった区別、境壁を取り除き、別々だったものを一つにした」と非難されている。官僚制の解体・官位の有名無実化の結果、単一のメルクマールで

もって、貴族を区別することは困難となった。しかし、法で定められてはいなくとも、「事実上の貴族」は一二世紀にも存在した。当時の貴族なるものを同時代の史料から描きだしてみよう。

一〇七〇年代に書かれた『ストラテギコン』では、人間は三つのグループに分けられている。^⑨ 第一のグループは、裁判権をもち、皇帝に話しかけることを許された人々であった。この人々を、著者ケカウメノス *Cecannenus* は「富める人」とも呼んでいる。

第二は、自由に話しかけることを許されていない中層の人々であり、第三はまったくの下層民であった。ケカウメノスは、みずから権利を行使できる能動的個人、皇帝に対しても一定の自主性をもち、かつ金持であるという人を、貴族と考えたといえよう。

『ストラテギコン』はこのような貴族のための行動の指針であり、当時の貴族の存在形態が興味深く窺われる。彼は地方の文武の官職を尊重すべきことを説き、官位は神の恵みであると表現している。官位だけではなく、自己の家の重要性も説かれている。ただし彼によれば、家とは祖先・家柄ではなく、自己の安住の地、経営体であった。官位にあっても、家を怠るなど。さらに官位につくことなく、所領の経営者、村落や城塞カストロンの所有者として立ちゆく際の心がけについても、彼は述べている。^⑩ つまり、ケカウメノスは、官位・官職を重視しつつも、それがすべてではな

く、自己の所領の経営者たることも、貴族のあり方の一つと考えていた。

ケカウメノスとほぼ同時代の人プセルロスは、バシレイオス二世 *Basil II* (在位九七六一—一〇二五) を非難して、名門の人々をその地位から引きずり降した、自分の周囲に、輝かしい精神や教養もなく、家柄も良くない人々を集めていた、と記している。^⑪ 反面、コンスタンティノス・カバシラス *Constantine Cabasilas* を賛えて、「ギリシア出身ではないが、その精神は高貴な一族のものであり、その姿は英雄のようであった」と述べている。プセルロスは家柄を重視したが、それだけではなく、その人個人の教養や資質といったものが一層重要であり、そのような人こそが貴族であった。それゆえ、コンスタンティノス・ドゥーカス *Constantine Duca* は、「祖先によって輝かしく、また彼自身の性質と賢明さによって一層輝かしい」人物であった。^⑫

さらに若干の史料を引用しておこう。一〇五七年のニカイアの戦いにおけるニケフォロス・ボタネイアテース *Nicephorus Botaneiates* の活躍を賛えて、アタレイアテースは、彼の將軍としての能力、勇敢な行為の源は、その高貴な血筋にある、と記している。^⑬ このボタネイアテースは七八年に皇帝となったが、皇帝として彼は、反逆したアルコンたちに対して、署名入りの金印勅

書を与え、各々のアルコンがかつて所持していた官位と所領を、引き続き所有することを認めてやったという記事が、史家ブリュエンニオスの叙述の中にみえる。ここではアルコンとは、官位と土地所有によって特徴づけられる存在であった。

一一世紀には、官位のみで貴族か否かを決定することはできなかった。官位と並んで、富、家柄、個人の才能が強調され、さらに一〇世紀にはふれられなかった属性として、大土地所有者、所領の経営者という側面への言及も現われる。

一〇八一年に即位したアレクシオス一世は、新たな支配体制を確立するため、有名無実化していた官位称号の改革を行なった。^⑩

本稿との関連では、次の点が注目される。セバストスをはじめとする新たな高位称号は、一〇世紀の称号体系とは異なり、官職、職務との対応関係にはなく、皇帝との親戚・姻戚関係を示すものであった。名門貴族の多くは、コムネノス家と縁を結び、新たな称号体系の中に位置づけられた。同時に、このころから、貴族の祖先に対する関心は極めて高くなっている。それは何代も続いた家系こそが貴族である、という意識であった。家柄の良さが貴族の第一の属性となり、官位・官職はそれに付随するものとなった。アンナ・コムネナ Anna Comnena は、*プスゴエテース Aspietes* という人物について、次のような興味深い話を伝えている。アス

ピエテースが軍事には未熟であったにもかかわらず、皇帝アレクシオスは彼を軍司令官に任命した。その結果、ビザンツ軍はアンチオキア公との戦いに敗北することになった。アンナはこの点を次のように説明している。「皇帝がなぜアスピエテースの無能さに気づかなかったのか、不思議に思われるだろう。しかし私は父を弁護したい。アスピエテースの家柄の高貴さは、皇帝を信用させた。一族の輝かしさとその名の有名さが、彼に指揮権を委ねることに大いに与かったのである」^⑪コムネノス朝期に入ると、家柄が貴族の最重要の指標となり、かつ名門貴族は相互に縁組みを行なって、コムネノス一門を形成した。高貴な家系Ⅱコムネノス一門の多くが、大領主であったことにも注目する必要がある。^⑫

さて本論文が対象とする一二世紀末において、貴族とはどのような存在であったのだろうか。この時代もまた一一世紀末以来の傾向を受けついで、家柄の良さが強調されている。テサロニカの大主教エウスタテイオス Eustathius は、自分と同程度の者とは結婚しようとはせず、策を用いてまでして、貴族の妻を求めようとして罰せられた人物を、手厳しく非難している。さらにニケタス・コニアテース Nicetas Choniates の『歴史』は随所で、当時の貴族の姿を描いている。それによると、「みずから手で権利を行使できる人」と呼ばれ、生まれと富を誇り、貧しい者と共

に裁かれることを恥と考える人々、「官位と生まれによって高貴な人々」がいた。^②一層興味深いのは、皇帝アンドロニコスが、宮廷に元老院議員・官職保有者を集めて命令を下した時、彼らは直ちにその命令を、自己の所領の荘官、地方における官職代理人に伝えるべく、使者を遣わしたという記述である。^③アンドロニコス一世時代には、生まれ、官位、富ゆえに尊はれ、身分的な特権を行使する人々がいた。これら貴族は、官職と所領を合わせ持つ名門の人であった。彼らに加えて、皇帝からプロノイアとして、一定額の国税徴収権、土地とそこに居住する住民を与えられ、軍人として皇帝に仕えたプロノイア保有者を、下層の貴族と考えることができよう。^④

このような性格をもった、一二世紀末の貴族層に対して、マンドロニコスはどのような政策をとったのだろうか。本章では、本章での分析に基づき、貴族の官職保有者としての側面、大土地所有者としての側面、それぞれに対するマンドロニコスの政策を検討した。

- ① Marc Bloch, *La société féodale*, Paris, 1939, tom II, 著者監他
訳『封建社会』2、みすめ書房、一九七六年。
- ② A. П. Кождан *Социальный состав земледельческого класса Византии XI-XII вв.*, Москва 1974, 第二章参照。
- ③ J. B. Bury, *The Imperial Administrative System in the Ninth*

Century, London, 1911; N. Oikonomides, *Les listes de présence byzantines des IX^e et X^e siècles*, Paris, 1972.

④ *Jus Graecoromanum*, I, pp. 205 ff. 九三四年の法令自体はテオファノスによる表現を用いていないが、九二三年、四七年、九六年の法令のラテン語と同じ人々を指すと考えられる。

⑤ *Ibid.*, p. 262 ff. の法令を廃止させた。

⑥ Constantine Porphyrogenitus, *De Administrando Imperio*, ed. G. Moravcsik, Washington, 1967, p. 72.

⑦ Michael Psellus, *Chronographia*, 2 vols., ed. E. Renauld, Paris, 1926, 1928, I, p. 132.

⑧ *Ibid.*, II, p. 145.

⑨ Cecaunennus, *Strategicon*, ed. Wassilievsky-Jernstedt, Petersburg, 1896, p. 2-3.

⑩ *Ibid.*, p. 47.

⑪ *Ibid.*, p. 36, p. 76.

⑫ *Psellus*, I, pp. 18-19.

⑬ *Ibid.*, I, p. 108. ユキニム貴族の中には非キリヤ人も多かった。G. Ostrogorsky, 'The Aristocracy in Byzantium', *Dumbarton Oaks Papers*, 25 (1971), p. 30.

⑭ *Psellus*, II, p. 134.

⑮ Michael Attaleiates, *Historia*, ed. I. Bekker Bonn, 1853, p. 56.

⑯ Nicephorus Bryennius, *Historiarum libri quattuor*, ed. P. Gautier, Bruxelles, 1975, p. 283.

⑰ 註 1-74 A. Hohlweg, *Beiträge zur Verwaltungsgeschichte des oströmischen Reiches unter den Komnenen*, München, 1965, S. 34-40.

⑱ Anna Comnena, *Alexiade*, 3 vols, ed. B. Leib, Paris, 1937-45,

tom III, p. 58.

- ⑭ A. Tl. Kazran, *op. cit.*, crp. 197
- ⑮ *Eustathius*, 44-46.
- ⑯ *Nicetas*, 429.
- ⑰ *Ibid.*, 350, 371, 508, 511, 525 など。
- ⑱ *Ibid.*, 425-426, 427.
- ⑲ G. Ostrogorsky, 'The Aristocracy', p. 12.

三 アンドロニコス一世と貴族

史家ニケタス・コニアテースは、アンドロニコス帝の貴族に対する迫害の事例を多数伝えている。「貴族であることは、黙っていてもそれだけで告発の対象となり、戦争で功があったり、生れついでにすばらしい身体や美しさ、その他の美点をもっていることは、アンドロニコスを苛立たせ^①」るといふ事態であった。同じくニケタスは、農民たちがテオドロス・ダディブレノスという、皇帝側近の有力者を訴えた時、帝は農民の主張を全面的に認め、ダディブレノスを罰したと伝えている。アンドロニコスはまた、教会の壁に、鎌をもち働かされた自分の肖像を掲げたりもした^②。しかし、一部の研究者のように、これらの記述から直ちに、「反貴族」「農民の皇帝」という結論を下すことは、いささか早急であろう。本章では、貴族の官位・官職保有者としての側面、大土

地所有者としての側面、それぞれに対するアンドロニコスの政策・態度を検討したい。

アンドロニコスは官僚制の整備に努めた。彼は官職販売を廃止し、「地方役人には立派な人々、元老院の良き人々を任じた。」^③そしてその給料を大巾に増額し、彼らが、特別税の徴収などによって、任地で住民を不正に収奪することを未然に防ごうとした。無論、官僚の不正に対しては厳しい措置がとられた。帝に対して批判的なニケタスもこの点では賛辞を惜しまない。「アンドロニコスの名は徴税役人の魔術を破り、消してしまうもののようにであった。」^④「それゆえ、諸都市は急速に繁栄へと向った。土地は百倍もの収穫をもたらし、生活に必要な品物はほとんどそろった。」^⑤「ミカエル・コニアテース Michael Choniates もまた、アテネの町が帝の改革、清廉な役人の派遣によって、大いに繁栄を回復しつつあることを伝えている。」^⑥「改革」は短命であったこともあって、全国的な史料は残っておらず、どれ程の成果をあげたのかは不明であるが、ともかくもアンドロニコスは、貴族が属州において、官職を利用して農民収奪を行なうのに、歯止めをかけようとしていたのである。

アンドロニコス政権下で高位の官職につき、帝国の政治・軍事を主導したのはどのような人々であったのだろうか。ブランドは

番号	人 物	官位・官職・その他	史 料	備 考	
				(イ)	(ロ)
1	Isaac Aaron	帝の側近, 刑の執行	N. 191-2		
2	John Apotyras	κριτής τοῦ βήλου	N. 443-4		
3	Alexius Branas	στρατηγός, 最有力の将軍	N. 412-3, E. 72	○	
4	John Branas	στρατηγός, Durazzo 防衛	N. 411, E. 64	○	
5	Nicetas Choniates	史家, この時期の地位は不詳	N. 355, E. 72	*	
6	Theodore Chumnos	πανσέβαστος σεβαστός χαρτυλάριος, 将軍	L. n° 66. E. 20	*	
7	Alexius Comnenus	πρωτοστράτωρ	N. 337, E. 20	○	×
8	David Comnenus	テサロニカの長官	N. 411	○	
9	John Comnenus	皇帝の次男, テサロニカ防衛	N. 412-3, E. 72	○	
10	Manuel Comnenus	σεβαστοκράτωρ, 帝の長男	N. 439	○	
11	Theodore Dadibrenos	προεστὸς τῶν βαβδοφόρων	N. 354		
12	Demetrius Drimys	πραίτωρ(?)		*	
13	Andronicus Ducas	帝の忠実な臣下	N. 379	○	×
? 14	Constantine Ducas	μέγας ἑταιριάρχης, クレタ島 統治	MM. III. P. 237	○	
15	George	σεβαστός	N. 348		
16	Alexius Gidos	μέγας δομέστικος τῶν Ἀνα- τολικῶν	E. 72		
17	Stephen Hagiochristphorites	ἐπὶ τοῦ στρατοῦ, λογοθέτης, σεβαστός	E. 44-6, 48	*	
18	Michael Hagiotheodorites	ὑπογραφεὺς βασιλικός	E. 46		
19	Michael Haploucheir	κριτής τῶν βήλου, πρωτο- νοταρίος τοῦ δρόμου	N. 436-7		
20	Basil Kamateros Ducas	λογοθέτης τοῦ δρόμου	N. 345	○	×
21	Basil Kamateros	総主教	N. 357, E. 48	○	
22	John Kamateros	ἐπὶ τοῦ κανικλείου	N. 355	○	
23	Manuel Kamytzes	πρωτοστράτωρ(?), 対ノルマン 戦争	E. 72, N. 502	○	
24	Andronicus Lapardas	将軍	N. 359-62		×
25	Constantine Makrodocas	πανυπερσέβαστος	N. 407		×
26	Theodore Matzukes	ὑπογραμμάτης	L. n° 66.		
27	John Maurozomes	σεβαστός	E. 88	*	
28	Theodore Maurozomes	ハギオテオドリテース(17)の死 後第1の側近	E. 46	*	
29	Leo Monasteriotes	κριτής τοῦ βήλου, 元老院の長 (?)	N. 344, 406		
30	Nicephorus	宦官, παρακοιμώμενος	E. 72, N. 412		

アンドロニコス一世とビザンツ貴族 (井上)

31	Audronicus Palaeologus	將軍(?) , 对ノルマン戦争	E. 72, N. 412	○
32	Constantine Patrenos	κρετῆς τοῦ βήλου, ἐπὶ τῶν δεήσεων.	N. 344, 437	
33	Nicephorus Prosuchos	πραΐτωρ(?)		
34	Pterygionites	宦官, 皇女マリア処刑。	N. 348	
35	Romanos	ドナウ地方の統治, 帝の娘婿。	E. 64	
36	George Skyllitzes	πρωτασκηκρητῆς.	N. 437	
37	Demetrius Tornikes	κρετῆς τοῦ βήλου.	N. 344	*
38	Constantine Tripsychos	ἐταίρειάρχης.	N. 348	*

(注) 史料は初出あるいは代表的な箇所のみ。Lは『ララウ修道院文書』
 マヌエル・コムネノス(10)は高位にあったがアンドロニコスには協力的でなかった。コンスタンティノス・ドゥーカス(14)については第3章。
 ○印はアレクシオス1世~マヌエル1世時代の有力家系。
 *印は1180-1204に急に高位についた家系。(いずれも A. П. Каждан, *op. cit.*, стр. 116-122より)。×印はアンドロニコスの治世の間に失脚した者。

アンドロニコスが用いた人々について、次のようにまとめらる。⑦
 帝は名門の貴族を高位・高官に登用するのにやぶさかではなかった。が同時に、新興の官僚層や成り上り者をも多く用いていた、と。彼の研究をもとに、若干

の補正を加えて、アンドロニコス帝下の高位・高官を一覧表にしたのが上表である。確かにブランドもいうように、名門貴族の人の名も見える(○印)。しかしアレクシオス一世からマヌエル一世にかけての一世紀の間に、名門として定着していた家系のうち、ボタネイアテース、タロニテース Taronites、アンゲロス Angelus、バタツエース Batatzes、ブリュニンニオス Bryennius、ガブラス Gabras などの家系の名は見えない。このうち、アンゲロスとバタツエースは公然と敵対していた。それゆえ、ブランドのような折衷的な評価よりも、アンドロニコス帝の、高位・高官任用における反貴族的態度の側面を強調すべきであろう。

この時代に急に地位を上昇させた人物・家系(表の※印)の代表例として、ステファノス・ハギオクリストフォリテースをとりあげてみよう。彼の父は、地位は低かったが、国庫の役人であった。その地位を利用して不正を行ない、財をなしたといわれている。ステファノスは、貴族の妻を求めようとして罰せられ、鼻を削ぎ落された。にもかかわらず、アンドロニコスはこの人物を *στεινὸν εὐσεβῆ* の職につけ、重用した。アンドロニコスのテルールの執行人の中でも、彼はもっとも目立つ人物であり、アレクシオス二世の処刑、マクロドゥーカスの処刑の執行人であった。同じく帝の腹心であったトリプシコスを追ひ落とし、まさにアンド

ロニコスの片腕となった。彼はロゴテテースの職とセバストスの称号を帯びたのである。ノルマン人の侵攻の際に、帝都内の危険人物の大量処刑を提案したのも彼であり、イサキオス・アングロスの逮捕を主張したのも彼であった。ステファノスはみずからイサキオスを逮捕に向い、逆に殺された。それがきっかけとなって、反アンドロニコス暴動が起り、アンドロニコスが失脚するのである。ステファノスはアンドロニコス一世と運命を一にしたのである。このような中・下層からの高位・高官の任用は、名門貴族に対する墾財策であったと思われる。

貴族の官職保有者としての側面に対しては、帝は一定の制約を加え、その勢力を抑えようとしていた。それでは大土地所有者としての側面に対してはどうであろうか。この点に関する史料は乏しく、手書本にまで遡って史料批判が必要な数通の文書しか残っていない。それゆえ確実なことはいえないが、一応の見通しを提示することはできるだろう。

一一八二年一月にアレクシオス二世の名で皇帝文書(実質的な発布者は摂政アンドロニコス)が、貴族の土地所有に關して出された。原文書は現存しないが、バルサモン Balsamon の伝えるところによれば、「皇帝より下賜されたる土地を、元老院のメンバー及び軍人以外の者に譲渡することを禁じていた」マヌエ

ル帝の勅令を破棄するという内容である。この新たな勅令をどう理解すべきかは、その内容が余りに简单なだけに、研究者の間でも見解は様々である。ラテン人に土地取得の道を開いた、親ラテン政策とみなす見解^⑩、首都の商人層に土地取得を可能性を与えた、彼らとアンドロニコスの妥協の産物とみる見解^⑪、従来教会が土地を集積することを、帝国の軍事力の弱体化の因として、防止していた法が廃止されたとする見解^⑫、貴族の土地所有を掘り崩そうとしたもの(ただし短期的には効果なし)とする見解^⑬、遂に、貴族の土地所有権(処分権も含めて)を強化したものである見解^⑭があった。そこでこの法令の具体的な実施例を、文書史料を用いて、明らかにすることが必要となるが、残念ながらアンドロニコス一世時代の文書はほとんど残っていない。クレタ島のスコルデユレース家に宛てて出された、八三年一〇月の文書^⑮は、その内容において、この法令と関係していると思われる唯一の文書である。新たにクレタの長官に任じられた、コンスタンティノス・ドゥーカスは、同島のアルコンヤストラティオーテースの世襲地とブローノイア保有地とを、区別なく、所有確認するよう命じられた。コンスタンティノスの前に、スコルデユレース家の人々が現われ、その所有地の確認を受けた。所有地の明細ならびに國家役人の立ち入りの禁止を記載したこの文書は、こうして作成され、スコル

デユリスに与えられた。以上が文書の内容であり、長官のコンスタンティノスが、皇帝の命令を受けて行なったという、貴族の土地の確認とは、次のようなものであったと考えられる。

元来、皇帝から下賜された土地は、無条件で下賜を受けた者の私有地となつたのではなかった。たとえばプロノイアとして与えられた土地は、軍事奉仕を代償とし、原則として一代限りの保有地であつた。下賜された土地にはその他の制約もあつた。マヌエル帝の法令にいうところの、元老院のメンバー・軍人、つまり貴族、以外の者に譲渡することを禁じるといふ条件もその一つである。それゆえ、八二年の勅令と八三年のクレタ島の文書の示すところは、貴族に下賜された、あるいは今後下賜される土地は、このような制約を受けず、彼らの完全な私有地となること、それに対しては国家役人も関与しないこと、であろう。この措置が結果として、ラテン人、首都の大商人、あるいは教会・修道院による土地取得に道を開いたかもしれないが、法令自体は、貴族の土地所有権を制限したり、所領の拡大を禁止するような意図で出されたのではない。事実、一〇世紀にマケドニア朝の諸皇帝がくりかえし行なつたような、貴族の土地兼併を禁じる立法措置は、アンドロニコスによつてはまったく行なわれていないのである。

アンドロニコス帝の大土地所有・プロノイア制に対する態度を

伝える文書史料としては、この他に、ラウラ修道院文書として残されている、八四年二月の皇帝文書がある。次に同文書を取りあげてみよう。同文書の内容は二点からなる。第一点。クマン人農民が、ラウラ修道院領のブーズキア(クーズキア)という地に入り込み、許可なく家畜を飼育していること、同時に彼らが、修道院に属するワラキア人・ブルガリア人を勝手に使役していること、に關する修道院からの訴えと、それに対する皇帝の処置。

皇帝は、クマン人農民に、ラウラに放牧地使用料を払うこと、ワラキア人・ブルガリア人を返すこと、を命じ、テマの役人に、彼らが従わない場合には、強制執行するよう指示した。さらに、クマン人がブーズキアで家畜を飼育するため、修道院には、別の放牧地が国有地から新たに与えられることが付記されている。第二点。同じくラウラ修道院は、その所有するコステイアネー村の住民の中に、修道院に与えられると文書に明記されていない住民がいること、しかもその中の二人は、国家役人によつて、プロノイアとしてクマン人兵士に与えられていること、を訴えた。皇帝は同村のこれら住民をラウラに与えるべく、新たなブラクテコンを作成すること、クマン人兵士には、その代わりに別に二人の農民をプロノイアとして与えること、を役人に命じている。

大土地所有者のラウラ修道院とクマン人農民との争いに際して、

皇帝はクマン人にラウラへの貢納を命じている。また農民を、プロノニアとして、軍人に下賜することも行なっている。帝は大土地所有・プロノニアに対して抑圧的ではなかった。少ない史料ゆえ断言はできないが、帝は農民の保護者ではなく、聖俗大土地所有者、プロノニア保有者の権限の擁護者であったと見えよう。

以上の考察から、アンドロニコスと貴族との関係は二重の性格をもっていたことが判明した。帝は貴族の官職保有者としての側面には強く干渉し、統制を加えた。反面、大土地所有者としての側面には、ほとんど手をつけてはいない。もはや手をつける術もなかったのであろうか。

最後に、その他の「改革」と貴族との関係について簡単にふれておこう。貴族との利害関係は間接的ではあるが、次のようである。元老院貴族の反対を押し切って決定された「漂着船掠奪の禁止」は、帝国内の商業活動の振興を計ったものであり、そのために沿岸の大土地所有者の権限に制限を加えたものである。「ヴェネチアとの関係回復」は、逆に大土地所有貴族の利益につながるものであった。イタリヤ都市との交易は、所領の生産物の販路拡大を望む、ビザンツ封建領主の一貫した要求であった。

このようにアンドロニコスの政策は、貴族たちにとってのみならずからの利害に合致する面、相反する面が半ばはしており、アンド

ロニコスはやはり「二重の姿をした人物」であった。

- ① Nicetas, 394.
- ② *Ibid.*, 429-430.
- ③ *Ibid.*, 432.
- ④ *Ibid.*, 429.
- ⑤ *Ibid.*, 422, 429.
- ⑥ C. M. Brand, *Byzantium Confronts the West 1180-1204*, Cambridge Massachusetts, 1968, pp. 62-63. 11世紀後半の「メネキド」の著者 K. M. Setton, 'Athens in the Later Twelfth Century', *Speculum*, 19 (1944), pp. 179-207. 参照。
- ⑦ C. M. Brand, *op. cit.*, pp. 58-61.
- ⑧ *Enstadius*, 44-48. Nicetas, 354, 358, 408, 437, 441-442, 444-446.
- ⑨ F. Dölger, *Regesten*, 1553. *Jus Graecoromanum*, I, p. 429.
- ⑩ F. Dölger, *Regesten*, 1553.
- ⑪ A. П. Кавдан, 'Торда и репеня в Византии в XI-XII вв.', *Actes du XIIIe Congrès international d'études byzantines I*, Belgrad, 1963, pp. 31-44. 渡辺金一訳『ビザンツ帝国の都市と農村——四—十二世紀——』、創文社、一九六八年、六七—九八頁。
- ⑫ G. Ostrogorsky, *Geschichte des byzantinischen Staates*, 3. Aufl., München, 1963, S. 324-5. *Idem*, *Pour l'histoire de la féodalité byzantine*, Bruxelles, 1954, pp. 42-43. O. Jurewicz, *Andronikos I Komnenos*, Amsterdam, 1970, 卷1, 6頁以下。
- ⑬ C. M. Brand *op. cit.*, p. 54. *Cambridge Medieval History*, vol. 4, pt. 2, p. 244.
- ⑭ M. Я. Созоменов, 'Внутренняя политика Андроника Комнина и разгром пригородов Константинополя в 1187 году', *Византистский*

Byzantiner, 12 (1957), стр. 64. シュツニチキエフは「オストロゴルスキ一説を認めて、他方このような見解を提出している」。

- ⑩ F. Dölger, *Regesten*, 1561, F. Miklosich, J. Müller, *Acta et Diplomata graeca Medii Aevi sacra et profana*, Vienna, 1860-1890, vol. III, pp. 235-237. 年代決定、内容の信憑性に関して種々の問題を含む文書である。年代決定の手がかりは、文書自体の日付け六六九二年一〇月（ただしインディクティオ年欠如）と、皇帝の従兄弟コンスタンティノス・ドワーカスの名である。編者およびベルギーは、一一八四年一〇月としたが、西暦還算の際の誤まりか。二〇世紀に入ってから新たに編纂したジェランは九一年としたが、筆者末見のため根拠不明。オストロゴルスキー (*Föodalität*, pp. 43-44) とホレンス (D. I. Polemis, *The Doukai, A Contribution to Byzantine Prosopography*, London, 1968) は八三年一〇月とし、従兄弟をアレクシオス二世の従兄弟「コンスタンティノス・(マク)ドワーカスとする。ユレヴィタクツ (*op. cit.*, S. 100) は慎重に八三・四年としている。ブラン下 (*op. cit.*, pp. 107-108) はジェラン編をとって九一年一〇月とし、従兄弟をイサキオス二世の従兄弟コンスタンティノス・ドワーカス・アンゲロスとしている。現存文書はコピーのコピーであり、まったくの偽造とする見解もある (H. G. Ahreveler, 'L'administration militaire de la Crète byzantine', *Byzantion*, 31 (1961), pp. 217-228)。確かに「コンスタンティノブルの皇帝」という表現やコンスタンティノス・ドワーカスの職名などは原文書から転写する際に変えられていると思われ、スコルデネリース宛の特権部分も偽造の疑いが濃い。しかし本文で引用した部分はほぼ原文書の忠実な転写と考えられ、筆者は八三年説を一応とった。

⑪ *Actes de Laura*, I, éd. P. Lemerle, Paris, 1970, n° 66.

四 アンドロニコスの失脚と帝国の滅亡

貴族にとって、アンドロニコスの「改革」は、自己の存在そのものを脅かすようなものではなかった。しかし彼が、自己の支配権の確立のために、危険と思われる皇族・貴族を次々と除いたことは、貴族に非常な恐怖を与えた。陰謀を企んだ本人はもちろん、その一族の者も責任を問われ、さらには、忠実な臣下であった者までが、ささいなことから投獄・処刑されたからである。専制支配をめざすアンドロニコスに対して貴族は抵抗した。その抵抗は、宮廷陰謀と属州反乱という二つの形態をとった。

アンドロニコスの都入りからほどなく、八二年ないし、遅くとも八三年初に、首都の有力貴族たちによって陰謀が企てられた。これは皇女マリアとその夫、つづいて皇太后と、アレクシオス二世に対する後見権を主張しうる人々を、アンドロニコスが次々と除くのを見て、危険を感じた宮廷貴族たちが、アンドロニコスを亡きものにしてしようと試みたものである。アンドロニコス政権成立に寄与した、アンドロニコス・アンゲロス、アンドロニコス・コントステファノスらが中心となっていることから、この陰謀はかなり大がかりなものであったと思われる。計画は事前に発覚し、アンゲロス一族は逃亡、コントステファノス以下の参加者は捕え

られた。首都を舞台とした貴族の抵抗は、この事件のみで、以降治世の最後まで抵抗らしい抵抗は都ではなかった。アンドロニコスが巧みに市民の人気を獲得していたので、市民の参加を期待することもできなかった。不満派の貴族はテールを避けて属州に逃れ、地方都市を拠点として、アンドロニコスへの抵抗を試みるようになる。

属州での反乱は、ヨハネス・パタツェイスによるフィラデルフィアの乱以後、治世三年の間に多数生じた。パタツェイスは、アンドロニコスが反乱をおこした時、メガス・ドメステイコス *Megas Ogherinos* の職にあつて、小アジア西部フィラデルフィアの町でトラケシオン属州を統治していた。彼はアンドロニコスの反乱に敵対し、反乱成功後もこの町を拠点に抵抗を続けたが、討伐軍との戦い最中に病死した^②。この後の属州反乱は、八二―三年初の陰謀失敗後都をはなれた、アンゲロス一族が中心となる。アンドロニコス・アンゲロスはシリア亡命中に死亡したが、その子イサキオス（のちの皇帝、同二世）は、テオドロス・カンタクーゼノス^③とともにニカイアに抛り反乱、同じくアンゲロスの子テオドロスはブルサの町に抛って蜂起した。さらにブルサの西のロパディオンの町も反乱に加わり、ニカイア・ブルサ・ロパディオンを含む、小アジア西北ピテュニア地方の情勢は險悪となった。対ハ

ンガリー作戦展開中の將軍ラバルダスが、この反乱への合流をもくろんで小アジアに渡るといふ事件も生じた。八四年春から反乱鎮圧作戦が展開され、まずロパディオン、つづいてニカイアが攻略された。ニカイアのカンタクーゼノスは戦死し、イサキオス・アンゲロスは捕えられ、都に送られた。続いて激戦の末ブルサの町も陥落、テオドロス・アンゲロスは、盲目にされた上で追放となり、さしもの反乱もようやく終った。しかるにほどなく、イサキオス・コムネノス（マヌエル一世の姪の子）がキプロスへ渡り、みずから皇帝を名乗った。はるか東方、海をへだてたキプロスでの反乱に対しては、皇帝も有効な手が打てず、都にいる一族の者を処刑することで、イサキオスへの報復とし、新たな反乱に対する防止策とするとどまつた^④。

貴族の抵抗もアンドロニコス政権を揺がすことはできなかった。帝国政府を打倒するには、コンスタンティノープルの市民を反乱派に巻き込むことが必要であった。それほど、当時の首都市民の政治的影響力は強かった。しかし市民は、アンドロニコスの偽瞞的な反貴族・反ラテン人のポーズに満足しており、反アンドロニコスの運動には加わらなかった。独力ではアンドロニコスを倒すことは不可能と知った貴族たちは、外国勢力を導入することも辞さなかつた^⑤。彼らは東西の諸国を訪ね、救援を依頼した。その中

でもっとも乗気であったのは、かねてからビザンツへの進出をめざしていた、南イタリアの両シチリア国王ギヨーム二世であった。彼は亡命してきたアレクシオス・コムネノス（マヌエル一世の兄の孫）、およびアレクシオス二世を名乗る若者を押し立てて、コンスタンティノープルをめざした。アドリア海岸のデュラッホに続いて、帝国第二の都市テサロニカも八五年八月二四日に陥落、帝国に大きな衝撃を与えた。皇帝は防衛体制を整備し、侵入するノルマン軍を迎え撃つ準備を整えた。しかし、アンドロニコスに対して徐々に失望しつつあったコンスタンティノープル市民は、この機会をとらえて蜂起し、宮殿にまで攻め入って、アンドロニコスを放逐した^⑤。貴族の抵抗には揺がなかったアンドロニコス落権も、首都市民の蜂起の前に、あっけなく崩壊したのである。

アンドロニコスに代って帝位についたイサキオス・アングロス Isaac II Angelus は、貴族の利害を代弁した皇帝といわれている。彼は「改革」を廃止し、貴族への統制を放棄した。反面、イタリア都市との友好関係の強化をはかり、次々と特権を与えた^⑥。アンドロニコスの信頼の厚かった將軍アレクシオス・ブラナスは、八七年春に、イサキオスに対して兵を挙げた。特権の一層の拡大・属州での自立をめざす、大土地所有貴族も多くブラナス側に加わった。さらに、皇帝の親ラテン政策に反発する首都及び首都周辺

の住民も加わり、大反乱となった。皇帝はイタリアのモンフェラ侯の息子コンラッドの率いるラテン人傭兵部隊を用いて、これを撃破した^⑦。この結果、八一年のマリアの反乱以降、帝国政治に積極的な関与を示していた、首都の市民層は帝国政治の舞台から退いた。しかし、属州における貴族の自立の動きはますます活発になった。相つぐ反乱・蜂起に加えて、ブルガリア人・ワラキア人の独立運動の進展もあって、帝国の分解の傾向は著しくなった。一二〇四年の第四回十字軍によるコンスタンティノープル占領、帝国征服は、このようなビザンツ国内の動きを無視しては考えられない。

帝国社会の封建化、貴族勢力の抬頭・自立と皇帝権の威信の低下、という一二世紀末の状況を前にして、アンドロニコスは伝統的な専制国家体制の再建を真剣に試みた。彼は官僚制の整備を通じて、貴族を皇帝の統制下におこうとした。一〇世紀のように、官位・官職にあることが貴族たることの第一の要因という状態であったならば、それも成功したであろう。しかし、第二章でみたように、その原理は一世紀に崩れ、アレクシオス一世による官位制の再建も、名門・大土地所有者ということを前提としてのものではなかった。すでに貴族は、皇帝権・国家機構に寄生するだけの存在ではなかった。官僚制の整備だけでは貴族を統制することは

できなかった。たとえ官位・官職からはなれても、彼らは属州の所領を基盤に、地方都市を核として自立しえたのである。彼らの大土地所有者としての側面に手をつける必要があったが、事実上それは不可能であった。結局のところ、貴族を統御して専制國家を再建しようという彼の熱意も、貴族個人に対する人身攻撃・テール以上の具体的なプログラムを見出すことはできず、帝國の混乱に一層の拍車をかけただけであった。彼のあと、無能で、貴族に対する統制力に欠けた、アングロス朝の皇帝たちが帝國を支配した時、帝國の滅亡はもはや避けられないものとなった。

- ① *Nicetas*, 345-346; *Eusebius*, 40.
② *Nicetas*, 318-319, 340-343, *μέγας βασιλικός* とは中央軍の長官職である。パタンエースの場合も、中央の官職の保有者が地方に土着するという一二世紀末の傾向の現われであろう。

③ *Nicetas*, 363-375. ニカイアの反乱の中心人物、テオドロス・カンタクーゼノスは、ニケタスがアンドロニコスによって虐待を受けた貴族の代表的な例として挙げている。ヨハネス・カンタクーゼノス(*Nicetas*, 335-336)と兄弟であったと思われる。cf. D. M. Nicol, *The Byzantine Family of Kantakouzenos (Kantakouzenus) ca. 1100-1400*, Washington, 1968, pp. 5-7.

④ 反乱については *Nicetas*, 376-378, 443. 報復については *Ibid.*, 379-382.

⑤ *Eusebius*, 56.

⑥ 前掲拙稿

⑦ G. Ostrogorsky, *Geschichte*, S. 331-338; C. M. Brand, *op. cit.*, pp. 76-116. M. M. Gomonov, *op. cit.*, стр. 69-73 など。

⑧ 前掲拙稿

(大阪市立大学文学部講師)